

平成30年度 社会福祉法人清水旭山学園
事業報告書

平成30年度における法人事業について、次のとおり報告します。

第1. 施設整備等

平成30年度主な施設整備、設備整備等については、次のとおり事業を執行した。尚、循環税関係補助金をもとに計画していた御影農志塾廃プラ再生成型事業は補助金が不採択だったため、規模を縮小し法人手持ち資金にて事業を開始した。

- (1) 清水旭山学園椎茸栽培ハウス及び鶏舎設置工事
納入設置業者 株式会社丹陽
事業費 10,962,000円
資金内訳 法人手持資金 10,962,000円
経理処理 法人本部会計
- (2) 清水旭山学園ボイラー室改修及び設備更新工事
施工業者 サンプラント・川端商会共同企業体
事業費 32,400,000円
資金内訳 法人手持資金 32,400,000円
経理処理 法人本部会計
- (3) 清水旭山学園外構及び舗装工事
施工業者 株式会社三井組
事業費 7,810,560円
資金内訳 法人手持資金 7,810,560円
経理処理 法人本部会計
- (4) 清水旭山学園沈殿槽（油脂類分離槽）新設工事
施工業者 株式会社アステルワークス
事業費 2,350,000円
資金内訳 法人手持資金 2,350,000円
経理処理 法人本部会計
- (5) 清水旭山学園冷凍庫新設及び食品加工場設備更新
納入設置業者 株式会社アステルワークス、タニコー株式会社
事業費 7,645,321円
資金内訳 作業設備更新積立資産 7,645,321円
経理処理 法人本部会計
- (6) 解体工事（椎茸栽培棟,グループホームななかまどⅡ,御影農志塾作業場休憩室）
施工業者 株式会社アステルワークス
事業費 5,519,000円
資金内訳 法人手持資金 5,519,000円
経理処理 法人本部会計
- (7) 生産活動用山林取得
上川郡清水町字旭山5番地1 山林 11,613 m²
上川郡清水町字旭山5番地1 山林 6,576 m²
売主 清水町

- 事業費 71,300円
 資金内訳 法人手持資金 71,300円
 経理処理 清水旭山学園会計
- (8) 清水旭山学園排水処理施設
 納入設置業者 藤原工業株式会社
 事業費 9,936,000円
 資金内訳 法人手持資金 9,936,000円
 経理処理 法人本部会計
- (9) 御影農志塾廃プラ再生成型機設置
 納入設置業者 稲畑ファインテック、川端商会、大月鉄工、大栄電設
 事業費 27,707,000円
 資金内訳 法人手持資金 27,707,000円
 経理処理 法人本部会計
- (10) せせらぎハウス軒天等改修工事
 施工業者 株式会社ナリタック
 事業費 2,851,200円
 資金内訳 法人手持資金 2,851,200円
 経理処理 法人本部会計
- (11) せせらぎハウスボイラー更新工事
 納入設置業者 有限会社川端商会
 事業費 734,400円
 資金内訳 法人手持資金 734,400円
 経理処理 法人本部会計
- (12) 清水旭山学園管理棟改築先行工事（仮設事務室工事、強電・弱電事前盛替え工事）
 施工業者 株式会社ナリタック、大栄電設株式会社
 事業費 16,610,400円
 資金内訳 法人手持資金 16,610,400円
 経理処理 法人本部会計
- (13) 旭山農志塾生産品加工用備品 角蒸器一式
 納入業者 タニコー株式会社
 事業費 100,000円
 資金内訳 一般社団法人生命保険協会帯広協会助成
 100,000円
 経理処理 法人本部会計

第2. 登記事務及び定款変更

(1) 資産、総額変更登記申請書提出

平成30年 3月31日変更、平成30年 6月22日登記

(2) 土地の関わる登記状況

上川郡清水町字旭山5番1 山林 11,613㎡

上川郡清水町字旭山5番3 山林 6,576㎡

所有権移転登記 平成30年 6月25日

(3) 定款変更認可申請

社会福祉法人定款変更認可申請書提出(建物解体・農地購入 基本財産の増減)

平成30年7月11日提出、平成30年7月18日認可

第3. 理事会開催状況

平成30年度理事会は、次のとおり8回開催し、法人運営について審議した。

第1回理事会 平成30年5月24日

審議事項等

- (1) 平成29年度法人本部及び各施設にかかる事業報告について
- (2) 平成29年度法人本部会計及び各施設会計に関する決算について
- (3) 清水旭山学園排水処理施設について
- (4) 平成30年度補正予算について
- (5) 防火管理規程の一部改正について
- (6) 生産活動用山林の取得について
- (7) 法人監事による監査結果について(決算監査報告)
- (8) 循環資源利用促進施設整備費補助金申請について

第2回理事会 平成30年 6月28日

審議事項等

- (1) 清水旭山学園機械室改修工事に関わる施工業者の選定について
- (2) 業務報告(第一四半期)

第3回理事会 平成30年 7月13日

審議事項等

- (1) 清水旭山学園機械室改修工事に関わる施工業者選定の入札参加者について
- (2) 清水旭山学園管理棟改築工事に関わる設計監理委託業者の選定について
- (3) 清水旭山学園管理棟改築工事に関する仮設設置工事について

第4回理事会 平成30年 9月14日

審議事項等

- (1) 御影農志塾廃プラ再生生成事業について
- (2) 清水旭山学園機械室改修工事に関わる入札結果について
- (3) 業務報告(第2四半期分)

第5回理事会 平成30年11月16日

審議事項等

- (1) 清水旭山学園管理棟改築工事に関する先行工事について
- (2) 平成30年度補正予算について
- (3) 清水旭山学園管理棟改築工事に関わる設計監理委託契約について
- (4) 法人監事による監査結果について
- (5) 平成30年度事業計画及び予算の執行状況について
- (6) 給与制度改正等諸規程見直し検討委員会の状況について
- (7) 平成31年度新卒職員採用状況について

第6回理事会 平成31年 1月25日

審議事項等

- (1) 清水旭山学園管理棟改築工事について
- (2) 清水旭山学園管理棟改築工事に関する施工業者の選定について
- (3) 給与規程の一部改正について
- (4) 再雇用規程の一部改正について
- (5) 契約職員規程の一部改正について
- (6) キャリアパス等級制度規程について
- (7) 就業規則の一部改正について
- (8) 業務報告（第3四半期分）
- (9) 障害者総合支援法に基づく実地指導の結果について
- (10) 会計監査人の設置について
- (11) 法令遵守責任者への投稿について

第7回理事会 平成31年 2月14日

審議事項等

- (1) 清水旭山学園管理棟改築工事に関する施行業者選定の入札参加者について
- (2) 定款改正案について
- (3) 定款細則について
- (4) 役員及び評議員の報酬等に関する規程について
- (5) 評議員選任解任委員会運営細則改正案について
- (6) 法令遵守責任者よりの報告について
- (7) 評議員会の開催について

第8回理事会 平成31年 3月19日

審議事項等

- (1) 平成30年度法人本部会計及び各施設会計に関わる予算の補正について
- (2) 平成31年度法人本部及び各施設に関わる事業計画（案）について
- (3) 平成31年度法人本部及び各施設に関わる予算について
- (4) 平成31年度指名業者について
- (5) 給与規程の一部改正について
- (6) 共同生活援助事業所運営規程の一部改正について
- (7) 社会福祉法人清水町社会福祉協議会よりの要請について
- (8) 本部業務報告（第4四半期分）各施設年度業務報告
- (9) 法人監事による監査結果について
- (10) 清水旭山学園管理棟改築工事に関する入札結果について

第4. 評議員会開催状況

平成30年度評議員会は2回開催した

第1回評議員会（定時評議員会） 平成30年6月22日

審議事項等

- (1) 平成29年度法人本部及び各施設に関わる事業報告について
- (2) 平成29年度法人本部及び各会計に関わる決算について
- (3) 定款変更について

- (4) 法人監事による監査結果について（決算監査）
- (5) 業務報告
- (6) 平成29年度法令遵守責任者業務報告

第2回評議員会 平成31年 3月29日

審議事項等

- (1) 平成30年度法人本部会計及び各施設会計に関わる予算の補正について
- (2) 平成31年度法人本部及び各施設に関わる事業計画について
- (3) 平成31年度法人本部及び各施設に関わる予算について
- (4) 定款改正案について
- (5) 定款細則について
- (6) 役員及び評議員の報酬等に関する規程案について
- (7) 社会福祉法人清水町社会福祉協議会よりの要請について
- (8) 法人本部及び各施設業務報告
- (9) 法人監事による監査結果について
- (10) 障害者総合支援法による実地指導の結果について

第5. 監査等実施状況

- (1) 法人監事による監査は、下記のとおり実施され、法人運営及び本部、各施設会計並びに施設業務全般について実施された。

第1回 平成30年 5月17日 第2回 平成30年10月10日

第3回 平成30年11月13日 第4回 平成31年 3月18日

以上、平成30年度は4回の監査が実施された。

- (2) 業務委託契約による巡回監査は、吉岡税務会計事務所により月次巡回監査及び決算業務監査について予定どおり実施された。
- (3) 十勝総合振興局保健環境部社会福祉課による障害者総合支援法に基づく実地指導は、次の通り実施され、指摘事項はなかった。

実施年月日 平成30年11月27日 10:00~16:00

実施場所 清水旭山学園会議室

対象事業 法人本部、障害者支援施設清水旭山学園、清水旭山学園短期入所、清水旭山学園相談支援事業所、生活介護事業所清水旭山学園通所ホーム、多機能事業所旭山農志塾

実施年月日 平成30年11月30日 13:00~16:30

実施場所 リゾーム集会室

対象事業 障害者支援施設あさひ荘、あさひ荘短期入所、あさひ荘相談支援事業所

第6. 法人下施設の借入金の状況

- (1) 十勝信用組合

御影農志塾会計にて経理処理（平成31年3月31日現在）

借入目的	廃プラリサイクル設備資金
------	--------------

借入金額	46,947,600円
利率	年1.0%
借入期間	5年
借入年月日	平成26年 7月23日
償還済額	43,817,760円
償還未済額	3,129,840円

平成30年度 償還内容

元金	9,389,520円
利息	82,419円
計	9,471,939円

(2) 帯広信用金庫

本部会計にて経理処理 (平成31年3月31日現在)

借入目的	あさひ荘改築及び御影農志塾 廃プラ再生工場新設資金
借入金額	300,000,000円
利率	年0.35%
借入期間	5年
借入年月日	平成28年 9月30日
償還済額	150,000,000円
償還未済額	150,000,000円

平成30年度 償還内容

元金	60,000,000円
利息	621,747円
計	60,621,747円

第7. 定款をはじめ各種規程の見直し

職員が資格取得など意欲を持ち続ける事が出来るような体制や諸規程の改正を外部有識者の意見を伺いながら進めると事業計画にて示していたが、結果、給与規程をはじめ多くの規程を改正するに至った。また役員が研修等を積み、検討してきた定款の改正、定款細則制定及び役員報酬基準の改正についても理事会、評議員会で議決され定款変更認可申請書を提出できることとなった。

第8. 法令遵守責任者の法人下施設への巡回指導と電話相談について

法令遵守責任者を役員が担当し、毎月各施設を巡回した。各施設の現状の把握、介護援助員、支援員等利用者を直接処遇する職員との対話を含めた巡回となった。また職員のための電話相談日を月2回設定したほか、法令遵守責任者のみが施錠を解除できる投書箱を設置している。このまま放置すると虐待に繋がり兼ねない状況を投書で把握することができ、再発防止のための研修を開催することができた。

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 01 北海道	(2)市町村区分 636 上川郡清水町	(3)所轄庁区分 01000	(4)法人番号 7460105001320	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人清水旭山学園	(8)主たる事務所の住所 北海道 上川郡清水町		(9)主たる事務所の電話番号 0156-63-2134		(10)主たる事務所のFAX番号 0156-63-2135
(11)従たる事務所の住所	(12)従たる事務所の電話番号		(13)法人のホームページURL http://www.asahiya.or.jp/		(14)法人のメールアドレス fukusi@asahiya.or.jp
(15)法人の設立認可年月日 昭和53年2月20日	(16)法人の設立登記年月日 昭和53年5月4日				

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員 7名以上10名以下	(2)評議員の現員 8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 0		
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の任期	(3-3)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-4)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-5)前会計年度における評議員会への出席回数
安藤 国廣 元北海道芸術高等学校教頭	H29.4.1 ~ 令和2年度に関する定時評議員会迄	2 無	2 無	2
伊藤慎一郎 清水町商工会理事、(株)いとう代表取締役	H29.4.1 ~ 令和2年度に関する定時評議員会迄	2 無	2 無	2
伊藤登 元清水町教育長	H29.4.1 ~ 令和2年度に関する定時評議員会迄	2 無	2 無	2
神谷 正三 元パルム工場長	H29.4.1 ~ 令和2年度に関する定時評議員会迄	2 無	2 無	2
仙座久満 ハートフル福祉基金理事	H29.4.1 ~ 令和2年度に関する定時評議員会迄	2 無	2 無	2
永井喜子 元日赤病院看護師	H29.4.1 ~ 令和2年度に関する定時評議員会迄	2 無	2 無	2
八木裕子 元ボランティア団体副会長	H29.4.1 ~ 令和2年度に関する定時評議員会迄	2 無	2 無	2
米田佳代子 元北海道芸術高校講師	H29.4.1 ~ 令和2年度に関する定時評議員会迄	2 無	2 無	2

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員 6名以上9名以内	(2)理事の現員 7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 33,608,800	2 特例無			
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
鳴海 孟	1 理事長 H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	平成22年2月20日	1 常勤	平成29年6月15日	清水旭山学園総合企画室長	2 無
荒木 義春	3 その他理事 H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄		2 非常勤	平成29年6月15日	元清水町役場職員	2 無
太田 民生	3 その他理事 H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄		2 非常勤	平成29年6月15日	元施設長	2 無
多田 雅則	3 その他理事 H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月15日	無職、白樺学園高校外部評価委員	2 無
加藤 和博	3 その他理事 H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄		1 常勤	平成29年6月15日	清水旭山学園施設長	2 無
岡野 達二	3 その他理事 H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄		1 常勤	平成29年6月15日	清水旭山学園通所ホーム施設長	2 無
鳴海 大輝	3 その他理事 H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄		1 常勤	平成29年6月15日	せせらぎ荘施設長	2 無
			3 施設の管理者			3 職員給与のみ支給

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員 2名以上3名以内	(2)監事の現員 2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)(円) 0				
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-3)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-4)③監事の任期	(3-5)④監事要件の区分別該当状況	(3-6)⑤監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)⑥前会計年度における理事会への出席回数
川上 均	会計事務所勤務 H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	2 無	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	6 財務管理に識見を有する者(その他)	平成29年6月15日	7
松井 正則	清水町社会福祉協議会理事 H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	2 無	H29.6.15 ~ 平成30年度に関する定時評議員会迄	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	平成29年6月15日	8

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数	(2)施設・事業所職員の人数
①常勤専従者の実数 0	①常勤専従者の実数 181
②常勤兼務者の実数 0	②常勤兼務者の実数 19
③非常勤者の実数 0.0	③非常勤者の実数 34
常勤換算数 2.0	常勤換算数 19.0
常勤換算数 0.0	常勤換算数 16.2

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人ごとの出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
--------------	----------------------------------	----------------

委員会開催年月日	会計監査人による監査				内容
	評議員	理事	監事	会計監査人	
平成30年6月22日	8	4	2		1.平成29年度法人本部及び各施設に関わる事業報告について 2.平成29年度法人本部及び各会計に関する決算について 3.法人監事による監査結果について 4.定款変更について 5.業務報告 6.平成29年度法令遵守責任者業務報告
平成31年3月29日	8	4	2		1.平成30年度法人本部及び各施設会計に関わる予算の補正について 2.平成31年度法人本部及び各施設に関わる事業計画について 3.平成31年度及び各施設に関わる予算について 4.定款変更案について 5.定款細則について 6.役員及び評議員の報酬等に関する規程案について 7.清水町社会福祉協議会よりの要請について 8.法人本部及び各施設の業務報告について 9.法人監事による監査結果について 10.実地指導の結果について

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成30年5月24日	8	2	1.平成29年度法人本部及び各施設に関わる事業報告について2.平成29年度法人本部及び各施設会計の会計決算について3.清水旭山学園排水処理施設について4.平成30年度補正予算について5.防火管理規程の一部改正について6.山林のしゅとくについて7.法人監事による監査結果（決算監査）について8.循環資源利用促進施設設備整備費補助金について
平成30年6月28日	8	2	1.清水旭山学園機械室改修工に関わる施工業者の選定について 2.業務報告
平成30年7月13日	8	2	1.清水旭山学園機械室改修工に関わる施工業者の選定の入札参加者について 2.清水旭山学園管理棟改築工に関わる設計監理業者の選定について 3.清水旭山学園管理棟改築工に関する仮設設置工事について
平成30年9月14日	8	1	1.御影農志塾廃プラ再生生成事業について 2.清水旭山学園機械室改修工に関わる入札結果について 3.業務報告について
平成30年11月16日	8	2	1.清水旭山学園管理棟改築工に関わる先行工事について 2.平成30年度補正予算について 3.清水旭山学園管理棟改築工に関わる設計監理委託契約について 4.平成30年度事業計画及び予算の執行状況について 5.給与制度改正等諸規程見直し検討委員会の状況について 6.平成31年度新卒職員内定状況について 7.法人監事による監査報告について
平成31年1月25日	8	2	1.清水旭山学園管理棟改築工について 2.清水旭山学園管理棟改築工に関わる施工業者の選考について 3.給与規程の一部改正について 4.再雇用規程の一部改正について 5.契約職員規程の一部改正について 6.キャリアパス等級制度規程の制定について 7.就業規則の一部改正について 8.業務報告について 9.実地指導の結果について 10.会計監査人の設置について 11.法令遵守責任者への投稿について
平成31年2月14日	8	2	1.清水旭山学園管理棟改築工に関する施工業者選定の入札参加者について 2.定款改正案について 3.定款細則について 4.役員及び評議員の報酬等に関する規程について 5.評議員選任・解任委員会運営細則改正案について 6.法令遵守責任者よりの報告について 7.評議員会の開催について
平成31年3月20日	8	2	1.平成30年度法人本部会計及び各施設会計に関わる予算の補正について 2.平成31年度法人本部及び各施設に関わる事業計画について 3.平成31年度法人本部及び各施設に関わる予算について 4.平成31年度指名業者について 5.給与規程の一部改正について 6.共同生活援助事業所運営規程の一部改正について 7.法人本部及び各施設業務報告 8.法人監事による監査結果について 9.社会福祉法人清水町社会福祉協議会よりの要請について 10.清水旭山学園管理棟改築工に関する入札結果について

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	川上 均 松井正則
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	改善すべき点ではないが、評価点等 第2回法人監事による監査 胆振東部地震の発生後直ちに法人全体会議を開催し対応している点は評価できる。 第3回法人監事による監査 集団指導後各施設が自己点検表を作成している事は評価できる。 第4回法人監事による監査 給与改正等諸規程の見直しにおいて職員説明をしっかりと行っている点は評価できる。
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	監事の意見は評価点等のため、改善すべき事項はなし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称			
		事業所の所在地	事業所の名称	事業所の土地の保有状況	事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月~3月)利用者延べ総数(人/年)
③社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積

		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)
001	法人本部	00000001	本部経理区分		社会福祉法人清水旭山学園			0
		北海道	上川郡清水町	字旭山南8線58番地1	1 行政からの負担等	3 自己所有	昭和53年5月1日	0
		ア建設費	昭和57年10月20日					0.000
002	清水旭山学園	01040401	障害者支援施設（施設入所支援）		障害者支援施設清水旭山学園			90
		北海道	上川郡清水町	字旭山南8線58番地1	1 行政からの負担等	3 自己所有	昭和53年5月1日	32,018
		ア建設費	平成8年10月1日					4,052.750
003	あさひ荘	01040401	障害者支援施設（施設入所支援）		障害者支援施設あさひ荘			50
		北海道	上川郡清水町	字御影499番地2	1 行政からの負担等	3 自己所有	昭和56年12月1日	17,942
		ア建設費	昭和56年10月1日					2,343.030
004	清水旭山学園通所ホーム	02130106	障害福祉サービス事業（生活介護）		生活介護事業所清水旭山学園通所ホーム			40
		北海道	上川郡清水町	字旭山南8線58番地2	1 行政からの負担等	3 自己所有	平成4年4月1日	9,982
		ア建設費	平成3年10月31日					465.110
005	旭山農志塾	02130106	障害福祉サービス事業（生活介護）		多機能型事業所旭山農志塾			40
		北海道	上川郡清水町	字旭山南8線56番地2	3 自己所有	3 自己所有	平成11年4月1日	10,295
		ア建設費	平成11年3月4日					521.550
006	グループホームみさわハイッ	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）		共同生活援助事業所グループホームみさわハイッ			60
		北海道	上川郡清水町	御影東2条1丁目1番地	3 自己所有	3 自己所有	平成5年5月1日	21,361
		ア建設費	昭和60年11月30日					405.360
007	御影農志塾	02130113	障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）		就労継続支援B型事業所御影農志塾			20
		北海道	上川郡清水町	字御影南1線55番地23	3 自己所有	3 自己所有	平成22年4月1日	5,865
		ア建設費	平成24年11月30日					105.000
008	せせらぎ荘	01030202	特別養護老人ホーム（介護福祉サービス）		特別養護老人ホームせせらぎ荘			60
		北海道	上川郡清水町	南3条1丁目1番地	1 行政からの負担等	3 自己所有	平成15年4月1日	21,725
		ア建設費	平成26年3月10日					4,397.020
009	せせらぎハウス	02120601	認知症対応型老人共同生活援助事業		せせらぎハウス			9
		北海道	上川郡清水町	南3条1丁目1番地	1 行政からの負担等	3 自己所有	平成17年4月1日	3,268
		ア建設費	平成17年2月14日					405.000
010	地域密着型せせらぎ荘	01030201	特別養護老人ホーム（地域密着型）		地域密着型せせらぎ荘			29
		北海道	上川郡清水町	南3条1丁目1番地	1 行政からの負担等	3 自己所有	平成25年4月1日	10,370
		ア建設費	平成25年3月28日					1,211.100
011	リゾーム	02120202	老人デイサービスセンター（通所介護）		通所介護事業所リゾーム			10
		北海道	上川郡清水町	字御影499番地2	1 行政からの負担等	3 自己所有	平成20年4月1日	0
		ア建設費	平成21年3月31日					377.650

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況		⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位の事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）							
012	あさひ荘 (地域生活支援複合施設リゾーム)	03320301	生活支援必要者に対する住居提供・確保事業		地域生活支援複合施設リゾーム				
		北海道	上川郡清水町	字御影4 9 9 番地6	1 行政からの負担等	3 自己所有	平成14年6月1日	0	0
		ア建設費						0	
013	せせらぎ荘 介護支援相談セン	03260301	居宅介護支援事業		せせらぎ荘介護支援相談センター				
		北海道	上川郡清水町	南3条1丁目1番地	1 行政からの負担等	3 自己所有	平成15年4月1日	0	339
		ア建設費						0	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称				
		③事業所の所在地	④事業所の土地の保有状況		⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位の事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)	
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）							
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額 (円)	(ウ) 補助金額 (円)	(エ) 借入金額 (円)	(オ) 建設費合計額 (円)	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日 (1回目)	(ア) - 2 修繕年月日 (2回目)	(ア) - 3 修繕年月日 (3回目)	(ア) - 4 修繕年月日 (4回目)	(ア) - 5 修繕年月日 (5回目)	(イ) 修繕費合計額 (円)	

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

--

11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	認知症キッズサポーター養成講座 町内小学生対象に認知症の理解を広める	清水小学校6年生全員 御影小学校6年生全員

地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	清水町中学生認知症サポーター養成講座 町内中学生を対象に認知症の理解を広める	御影中学校 3年生全員
地域における公益的な取組②（地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援）	御影地区浴場開放 御影地区に公衆浴場が無くなった為、浴場を開放	御影地区
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	事業者向け認知症研修会 認知症に関する理解と具体的対応方法	清水町・新得町
地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する相談支援）	居宅介護支援事業 相談、情報提供、連絡調整	清水町
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	認知症VR体験講習会 VR体験により認知症の理解を深める	十勝管内
地域における公益的な取組③（地域の関係者とのネットワークづくり）	ケアカフェ開催 町内医療・福祉関係者への学びの場の提供	清水町
地域における公益的な取組④（地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供）	胆振東部地震被災者支援 職員派遣	道内
地域における公益的な取組⑦（地域住民に対する福祉教育）	認知症サポーター養成講座 道内高校生を対象に認知症の理解を広める	全道高校ボランティア部関係生徒
地域における公益的な取組⑤（既存事業の利用料の減額・免除）	社会福祉法人軽減制度 既存事業の利用料の軽減	利用者

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額 (円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
① 社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
② 地域公益事業 (円)	0
③ 公益事業 (円)	0
④ 合計額 (①+②+③) (円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
① 社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
② 地域公益事業 (円)	0
③ 公益事業 (円)	0
④ 合計額 (①+②+③) (円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~ <input type="text"/>

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1) 積極的な情報公表への取組

① 任意事項の公表の有無

㊦ 事業報告	1 有
㊧ 財産目録	1 有
㊨ 事業計画書	2 無
㊩ 第三者評価結果	1 有
㊪ 苦情処理結果	1 有
㊫ 監事監査結果	1 有
㊬ 附属明細書	2 無

(2) 前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

① 事業運営に係る公費 (円)	1,390,236,147
② 施設・設備に係る公費 (円)	0
③ 国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	968,967,676

(3) 福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
せせらぎハウス	2017

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1) 会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

① 実施者の区分	04 税理士法人
② 実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	税理士法人日本会計グループ株式会社吉岡経営センター
③ 業務内容	㊦ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援
④ 費用 [年額] (円)	1,296,000

(2) 法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

① 所轄庁から求められた改善事項

② 実施した改善内容

1 5. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度 (商工会議所) に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入 (具体的に: ●●●)	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立もっていない	2 無

社会福祉法人清水旭山学園定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 相談支援事業の経営
- (ホ) 老人デイサービス事業の経営

(名 称)

第 2 条 この法人は、社会福祉法人清水旭山学園という。

(経営の原則等)

第 3 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第 4 条 この法人の事務所を北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 8 番地 1 に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第 5 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 6 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第 7 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。又補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 8 条 評議員に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第 9 条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員の内から選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

（役員の数）

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち1名を副理事長、1名を常務理事とすることができる。

（役員を選任）

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は理事長を補佐し、常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、

監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。又補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。
- 4 この法人に法人事務長を置くことができ、法人事務長は理事会において選任及び解任する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が

定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、公益事業用財産、その他財産の三種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道上川郡清水町字旭山南9線57番地2、南8線58番地1、南8線58番地3、南8線58番地1先所在の鉄筋コンクリート、鉄骨造、陸屋根、合金メッキ鋼板葺2階建
障害者支援施設 清水旭山学園 園舎1棟
(延面積4,052.75㎡)
- (2) 北海道上川郡清水町字旭山南8線58番地1所在の鉄骨造
亜鉛メッキ鋼板葺平家建
障害者支援施設 清水旭山学園 園舎1棟 (延面積170.1㎡)

- (3) 北海道上川郡清水町字御影499番地2所在の鉄骨造、亜鉛メッキ鋼板葺、陸屋根 平家建
障害者支援施設 あさひ荘 園舎1棟 (延面積2,374.58㎡)
- (4) 北海道上川郡清水町御影東2条南1丁目12番1所在の宅地1筆
(延面積1,222.67㎡平方メートル)
- (5) 北海道上川郡清水町御影東2条南1丁目12番地1所在の鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
知的障害者グループホームジェントリー 住宅1棟
(延面積405.36㎡)
- (6) 北海道上川郡清水町字旭山南9線57番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
清水旭山学園 地域交流ホーム 1棟 (延面積669.59㎡)
- (7) 北海道上川郡清水町字旭山南8線58番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2階建
生活介護事業所 清水旭山学園通所ホーム園舎1棟
(延面積465.11㎡)
- (8) 北海道上川郡清水町御影東2条1丁目1番地1所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
知的障害者グループホームみさわハイツ住宅1棟
(延面積198.44㎡)
- (9) 北海道上川郡清水町御影東2条1丁目1番1所在の宅地1筆
(延面積613.16㎡)
- (10) 北海道上川郡清水町字旭山南8線58番地2所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 平家建
生活介護事業所 清水旭山学園通所ホーム訓練棟1棟
(延面積115.71㎡)
- (11) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番7所在の山林1筆
(延面積 1,966㎡)
- (12) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番15所在の畑1筆
(延面積 2,689㎡)
- (13) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番16所在の山林1筆
(延面積 838㎡)
- (14) 北海道上川郡清水町字旭山南8線54番17所在の山林1筆

- (15) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 4 番 1 8 所在の山林 1 筆
(延面積 5 0 m²)
- (16) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 2 所在の山林 1 筆
(延面積 1, 5 9 0 m²)
- (17) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 9 所在の畑 1 筆
(延面積 5, 1 6 3 m²)
- (18) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 1 所在の山林 1 筆
(延面積 7, 8 1 0 m²)
- (19) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 2 所在の山林 1 筆
(延面積 7 0 3 m²)
- (20) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 5 所在の山林 1 筆
(延面積 4, 0 4 4 m²)
- (21) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 7 所在の山林 1 筆
(延面積 2 2 m²)
- (22) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 5 番 1 1 所在の雑種地 1 筆
(延面積 8 1 1 m²)
- (23) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番地 2. 5 6 番地 9 所在の鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建
多機能型事業所 旭山農志塾 園舎 1 棟 (延面積 5 2 1. 5 5 m²)
- (24) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 4 番 5 所在の山林 1 筆
(延面積 1, 5 0 2 m²)
- (25) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 1 所在の山林 1 筆
(延面積 1 0, 2 2 4 m²)
- (26) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 7 所在の雑種地 1 筆
(延面積 3 0 0 m²)
- (27) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番 8 所在の原野 1 筆
(延面積 2 7 1 m²)
- (28) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造 亜鉛メッキ鋼板葺平家建
旭山農志塾 作業室 1 棟 (延面積 1 6 9. 7 6 m²)
- (29) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

- 旭山農志塾 鶏舎 B 1 棟 (延面積 1 6 2 m²)
- (30) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建
- 旭山農志塾 鶏舎 A 1 棟 (延面積 1 6 2 m²)
- (31) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 6 番地 2 所在の鉄骨造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建
- 清水旭山学園通所ホーム陶芸作業棟 1 棟 (延面積 9 7. 2 0 m²)
- (32) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建
- 旭山農志塾養鶏飼料作業棟 1 棟 (延面積 9 4. 5 7 m²)
- (33) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 5 7 番地 3 所在の鉄骨造亜鉛メッキ
鋼板葺平家建
- 旭山農志塾養鶏飼料製造棟 1 棟 (延面積 9 8. 8 2 m²)
- (34) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 5 9 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 7 7 5 m²)
- (35) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 6 0 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 1, 8 0 5 m²)
- (36) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 6 1 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 1, 0 1 1 m²)
- (37) 北海道上川郡清水町字旭山南 8 線 6 2 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 1, 4 6 0 m²)
- (38) 北海道上川郡清水町字旭山南 9 線 7 3 番所在の雑種地 1 筆
(延面積 7 0 m²)
- (39) 北海道上川郡清水町字御影 4 9 9 番地 6、4 9 9 番地 2 所在の 鉄筋
コンクリート造 1 階部分
障害者支援施設あさひ荘、集会所
(専有面積 8 1 2. 1 4 m²、共用面積 9 5. 3 5 m²)
- (40) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 2 階建
特別養護老人ホームせせらぎ荘 1 棟(延面積 4, 3 9 7. 0 2 m²)
- (41) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 番地 13 所在の鉄骨造ステンレス鋼板
葺平家建
認知症対応型共同生活介護施設せせらぎハウス 1 棟
(延面積 4 0 5. 0 0 m²)

- (42) 北海道上川郡清水町御影東2条1丁目1番地24所在の木造合金メッキ鋼板
葺2階建
知的障害者グループホームあじさいハイツ住宅1棟
(延面積 233 m²)
- (43) 北海道上川郡清水町字御影南2線64番7所在の畑1筆
(延面積 2,680 m²)
- (44) 北海道上川郡清水町字御影南2線66番2所在の畑1筆
(延面積 1,637 m²)
- (45) 北海道上川郡清水町字御影南2線66番1所在の畑1筆
(延面積 2,966 m²)
- (46) 北海道上川郡清水町字御影南2線66番5所在の畑1筆
(延面積 4,672 m²)
- (47) 北海道上川郡清水町字御影南3線63番4所在の畑1筆
(延面積 15,423 m²)
- (48) 北海道上川郡清水町字御影南3線65番2所在の畑1筆
(延面積 8,942 m²)
- (49) 北海道上川郡清水町字御影南3線65番1所在の畑1筆
(延面積 25,512 m²)
- (50) 北海道上川郡清水町字御影南3線65番3所在の山林1筆
(延面積 2,493 m²)
- (51) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番32所在の雑種地1筆
(延面積 2,133 m²)
- (52) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番地32所在の軽量鉄骨造亜鉛
メッキ鋼板葺平家建
就労継続支援B型事業所御影農志塾作業場A棟1棟
(延面積 340.20 m²)
- (53) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番地32所在の軽量鉄骨造亜鉛
メッキ鋼板葺平家建
就労継続支援B型事業所御影農志塾作業場B棟1棟
(延面積 100.28 m²)
- (54) 北海道上川郡清水町御影西2条4丁目6番2所在の雑種地1筆
(延面積 554 m²)
- (55) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番18所在の雑種地1筆

- (延面積4, 267㎡)
- (56) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番19所在の雑種地1筆
(延面積4, 267㎡)
- (57) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番地18所在の鉄骨造陸屋根平家建
就労継続支援B型事業所御影農志塾作業場兼休憩室
(延面積854.4㎡)
- (58) 北海道上川郡清水町御影西2条4丁目6番地2所在の木造合金メッキ鋼板葺2階建
知的障害者グループホームななかまどハイツ住宅1棟
(延面積298.39㎡)
- (59) 北海道上川郡清水町字御影南1線50番地32所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
就労継続支援B型事業所御影農志塾作業場C棟
(延面積97.20㎡)
- (60) 北海道上川郡清水町字御影南7線50番1所在の原野1筆
(延面積1,400㎡)
- (61) 北海道上川郡清水町字御影南7線52番1所在の山林1筆
(延面積10,814㎡)
- (62) 北海道上川郡清水町字御影南7線52番3所在の山林1筆
(延面積304㎡)
- (63) 北海道上川郡清水町字御影南7線52番4所在の雑種地1筆
(延面積644㎡)
- (64) 北海道上川郡清水町字御影南7線54番1所在の山林1筆
(延面積3,637㎡)
- (65) 北海道上川郡清水町字御影南7線54番2所在の山林1筆
(延面積13,354㎡)
- (66) 北海道上川郡清水町字御影南7線54番4所在の山林1筆
(延面積21,699㎡)
- (67) 北海道上川郡清水町字旭山241番2所在の原野1筆
(延面積1,182㎡)
- (68) 北海道上川郡清水町字御影南1線55番23所在の宅地1筆
(延面積590.41㎡)
- (69) 北海道上川郡清水町字旭山28番76所在の山林1筆
(延面積23,272㎡)
- (70) 北海道上川郡清水町字旭山28番77所在の山林1筆
(延面積2,680㎡)
- (71) 北海道上川郡清水町字旭山28番109所在の山林1筆

- (延面積 22, 178 m²)
- (72) 北海道上川郡清水町字旭山 2 8 番 1 1 0 所在の山林 1 筆
(延面積 2, 776 m²)
- (73) 北海道上川郡清水町字御影南 1 線 5 5 番 2 3 所在の木造平家建
就労継続支援 B 型事業所御影農志塾休憩舎 1 棟
(延面積 105.30 m²)
- (74) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 番 1 0 所在の鉄骨造陸屋根平家建
地域密着型せせらぎ荘 1 棟 (延面積 1, 211.10 m²)
- (75) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 2 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 119 m²)
- (76) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 4 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 119 m²)
- (77) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 6 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 119 m²)
- (78) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 8 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 119 m²)
- (79) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 0 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 119 m²)
- (80) 北海道上川郡清水町南 3 条 1 丁目 1 2 番地 2 所在の宅地 1 筆
(延面積 119 m²)
- (81) 北海道上川郡清水町字御影南 3 線 6 5 番 9 所在の畑 1 筆
(延面積 9, 499 m²)
- (82) 北海道上川郡清水町字旭山 5 番地 1 所在の山林 1 筆
(延面積 11, 613 m²)
- (83) 北海道上川郡清水町字旭山 5 番地 3 所在の山林 1 筆
(延面積 6, 576 m²)

3 公益事業用財産は第 3 6 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とし、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 北海道上川郡清水町字御影 4 9 9 番地 6 所在の鉄筋コン
クリート造、2 階建
知的障害者共同住宅 リゾーム
(専有面積 1 階 2.5m²、2 階 260.31m²、共用面積 36.83m²)

4 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げ

るため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、北海道知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、北海道知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 知的障害者共同住宅リゾームの設置運営
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事の総数の3分の2以上の同意がなければならない。

(収益の処分)

第37条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第40条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、北海道知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を北海道知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、社会福祉法人清水旭山学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第42条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	三	沢	新	幸
理 事	小	原	松	雄
〃	中	田	淳	一
〃	伊	藤	藤	一郎
〃	池	原	良	蔵
〃	高	橋		涉
監 事	池	田	義	雄
〃	伊	藤	重	次

この定款は平成29年 4月 1日より施行する。

平成29年11月30日受理	一部改正	(農地購入による基本財産の増)
平成30年 7月18日認可	一部改正	(山林2筆購入建物2棟解体による 基本財産の増減)
平成31年 4月10日認可	一部改正	(第8条、15条、16条、17条 21条、24条、25条、31条改正)

社会福祉法人清水旭山学園

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人清水旭山学園（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員とは、理事のうちこの法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を

含む) 及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しないが、独立行政法人社会福祉医療機構又は一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会未加入の職員（以下「未加入職員」という。）に対しては、退職慰労金のみを支給することができる。

- (1) 常勤の理事 報酬、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金
- (3) 評議員 報酬

(常勤役員等の報酬等)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表1に定める額以内とする。
- (2) 退職慰労金 別表2に定める算式により算出される額以内

とする。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬の額は別表 3 に定める額以内とする。
- 3 非常勤の役員に対する退職慰労金の額は別表 4 に定める算式により算定される額以内とする。
- 4 未加入職員に対する退職慰労金の額は、前項の「理事・監事」の算式を準用する。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月 25 日 (ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程に準じて支給)

(2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 か月以内

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬等は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に (死亡により退任した者の退職慰

労金にあっては、その遺族に)支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、法人の旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。
- 3 役員等が職務遂行に当たって自家用車を使用した場合は、別表6に定める交通費を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する、

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額について

ては、その月の総日数から日曜日及び勤務を要しない土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額が1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
- 2 この規程施行の際、現に役員である者の在任年数の起算日は初めて役員に就任した日とする。
- 3 社会福祉法人清水旭山学園役員等報酬並びに理事会等開催にかかる経費支弁規程は廃止する。

別表 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理 事 長	月額 500,000円
常 務 理 事	月額 400,000円

別表 2 (常勤役員の退職慰労金算定式)

$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数} \times 1.0$

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理 事 長	日額 15,000円
副 理 事 長	日額 12,000円
理 事 ・ 監 事	日額 10,000円
評 議 員	日額 10,000円

別表 4 (非常勤役員の退職慰労金算定式)

役職名	算 定 式
理 事 長	在任年数 \times 200,000円
副 理 事 長	在任年数 \times 100,000円
理 事 ・ 監 事	在任年数 \times 50,000円

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表 5 (交通費)

交通費	1 km 単価 50円
-----	-------------